

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 18 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部(局) 御中
特別区

厚生労働省医政局総務課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた
対応について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が取りまとめられ、昨日公表されたところです。

各衛生主管部局におかれては、医療機関の職員が正しい認識を持つとともに、職員も含め、患者等による適切な相談及び受診がなされるよう、周知等の適切なご対応をお願いいたします。

また、管内の医療機関に対しても周知をお願いいたします。

<参考>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html